

企業合同の再編成と主管制度の漸進的廃止について

——ベトナムの1994年来の国営セクター改革——

たけ ちう いく お
竹 内 郁 雄

はじめに

- I ドイモイ以前の経済運営システム
- II ドイモイ下のシステム転換
- III 企業合同の再編成の概要
- IV 今回の改革の意味
- V 今回の改革の問題点・課題

はじめに

1994年以来、社会主義ベトナムの国営セクター改革は新たな段階に移行しつつある。すなわち、同年3月以来、「企業合同」(lien hiep xi nghiep)の再編成が実施されていることが、それである。

今回の改革の特徴は、前論『『規制された市場メカニズム』への移行——ドイモイ下の国営セクター改革の過程・現状・課題——』^(注1)(以下「前論」と略記)が対象とした時期においては先送りにされてきた「独占」的大企業=企業合同の改革が日程に上った、という点にとどまらない。今回の改革の特徴は、さらに、この企業合同の再編成が、これも前論が批判してやまなかった、ドイモイ下でも形態を転じて継続してきた従来の経済運営システム=「上級機関と企業との間の支配従属関係」^(注2)に従う「規制」システム、今回の改革の表現を借りれば「主管制度」を「漸進的に廃止すること」の一環として実施されている点にある。

本論は、以上のように形容しうる今回の改革の内容・意味を具体的に明らかにするとともに、その問題点・課題を指摘しようとするものである。同時に、本論は、前論の叙述のうち、資料的制約等のためにやや不明解であった若干の部分の叙述を補うものでもある^(注3)。

本論の叙述は、したがって、以下のように展開される。まず第I節では、改めて従来の経済運営システムの特徴を、次いで第II節では、今回の改革に至る以前のドイモイ下のシステム転換、その一環としての国営セクター改革の様相を、略述する。続く第III節、第IV節では、今回の企業合同の再編成の内容を概観(第III節)した後、今回の改革の意味について具体的に言及する(第IV節)。これを受け、最終章の第V節では、今回の改革の問題点・課題を指摘する。

なお、前論と同様、本論の叙述も、とくに国営工業企業に比重をおいていることのほか、私企業が相対的に大きな役割をはたすベトナム南部(旧ベトナム共和国)においてよりも、社会主義セクターが支配的なベトナム北部(旧ベトナム民主共和国)においていっそう妥当するものであることを、予め確認しておきたい。

(注1) 竹内郁雄『『規制された市場メカニズム』への移行——ドイモイ下の国営セクター改革の過程・現状・課題——』(五島文雄・竹内郁雄編『社会主義ベトナムとドイモイ』アジア経済研究所 1994年所収) 65~151

ページ。以下の注記では、竹内「『規制された市場メカニズム』……」と略記。

(注2) 竹内「『規制された市場メカニズム』……」74ページ。なお、この表現は、J・コルナイによる(コルナイ・ヤーノシュ『経済改革の可能性——ハンガリーの経験と展望——』盛田常夫編訳 岩波書店 1986年6～7ページ)。

(注3) この点は、特に本論第I節(2)、第II節2項(1)の叙述のほか、第II節の注8を参照。

なお、本論の執筆にあたり新たに検討したベトナム語資料は、主として1993年後半から1994年12月までの *Tap chi Cong san* [共産主義]、*Tap chi Kinh te va du bao* [経済と予測]、*Tap chi Tai chinh* [財政]、*Tap chi Nghien cuu kinh te* [経済研究]、1994年1月から12月までの *Tap chi Phat trien kinh te* [経済開発] に掲載された関連論文である。

I ドイモイ以前の経済運営システム

前論で確認したように、ドイモイ以前の経済運営システムは、「上級機関と企業との間の支配従属関係」(今回の改革の表現に従えば「主管制度」)に従う行政的な「規制」システムであった(注1)。ただし、国営企業一般を扱った前論とは異なり、本論は、国営企業一般を「企業合同」とそれ以外の「国営企業」とに区別して論じ、同時に今回の改革に関連するかぎりでは非国営セクターにも言及するものである。したがって、本論では、上述の概念を以下のように補充・拡大しておくことが適切であろう。

(1) ベトナム戦争時代の北部に端を発する上述のシステムは、共産党「路線」=自立的な再生産構造の形成を意図した「重工業の優先発展」を中心的事業とする「社会主義的工業化」路線を遂行すべく、各経済主体を所有面でつとめて国有化・集団化し、その経営活動を計画化メカニズムによって「規制」する集権的なシステム

であった。

ソ連型のシステムは、通常、上級機関(ここでは計画当局)が「部分的無知」(注2)=経済状況の全体に関する完璧な知識・情報を有しえないことからくる諸困難を回避するため、上級機関をトップとし企業を末端とする位階層システムをとる(「集権」における「分散」)(注3)。実際、資金面での支援を仰ぐ旧ソ連また中国等の社会主義諸国のシステムを機械的に適用した従来のシステムは、党を頂点とし、その下に中央直轄=部門別管理(部門別省庁—企業合同—企業)、地方自治体管轄=地方別管理(地方自治体—地方合同—企業)よりなるタテ割りの管理システムを有してきた。

ところで、「部分的無知」を回避すべくとられるこの位階層システムは、結果として別種の諸困難を必然的に生じさせる(注4)。本論に即していえば、そこでは、上級機関は、最大化基準である計画を達成・超過達成すべく、通常、部門別・業種別はもとより、究極的には企業別にまで及ぶ、マイクロレベルにおける直接的「規制」を法令指標・物動メカニズムを通じて実施してきた。こうした「上級機関と企業との間の支配従属関係」に従う「規制」システムの下、国営企業の自主権は著しく制限されるとともに、システムの管理・規制も著しく煩雑化することになった。

他方、最大化基準が計画の達成・超過達成にある限り、上級機関は、例えば、その実現が危うい場合には、通常、「国民経済において主導的役割を發揮する」(注5)国営企業、特に「優先発展」すべき「重工業」部門のそれに対しては、ベトナム語で「バオ・カップ」(bao cap)と称されるさまざまな優遇措置、欠損の補填等を実施

してもきた。したがって、企業の経営活動は経済的効率性の達成を目的とするものではありえなかった。こうした国家の「温情主義」=企業の「ソフトな予算制約」(注6)を通じて、システムが元来内包する「不足」現象は再生産され、経済全体の非効率性も助長されてきた(注7)。

従来のシステムの欠陥・非効率性が以上のようなものであったかぎり、ドイモイ下のシステム転換(ここでは「市場経済化」)は、特に国営セクター改革については、上述のミクロレベルにおける「規制」=部門別・業種別・企業別「規制」がいかに縮小・廃止されてきたのか、ないし企業自主権がいかに拡大されてきたのか、また、企業の「ソフトな予算制約」=国家の「温情主義」がいかに縮小・廃止されてきたのか、ないし企業の経営活動が経済的効率性の達成をいかに重視するに至ったのか、という観点から評価しうる。前論の中心課題であったこの点は、本論でも第II節で簡潔に要約される。

(2) ところで、上述の「管理の煩雑化」という欠陥については、市場経済化によらずとも、これを回避すべく集権システムの枠内でさまざまな方策がとられる場合がある。国営企業間の「水平的統合」(注8)を基調とする「企業合同」=トラスト(注9)の形成(「集権」における「集中」(注10))は、「大規模化すなわち規模の経済性」というイデオロギーとも連動してとられる、その方策のひとつである(注11)。

実際、ベトナムの企業合同も、1978年の「企業合同令」(Dieu le lien hiep xi nghiep)の発令と前後して、これ以来、(旧ソ連と同様(注12))部門別省庁の、日々煩雑化する傘下の国営企業に対する管理事務を削減すべく、当該省庁の管理機能の一部を移管することを目的として設立され

てきた(注13)。換言すれば、企業合同は、同一部門・業種の相互に密接な関連を有する複数の国営企業が「大規模化の趨勢」(傍点——筆者)また「長期的な視野」(注14)の下に提携する、それ自体が法人格を有する「独占」的大企業ではあるが、それ以上に、個々の国営企業と上級機関=部門別省庁との間に介在する行政的中間項、傘下の国営企業にとっては「直接の上級機関」でもあってきた(注15)。

企業合同が今回の改革の直前に見られる姿をとり始めたのは、1984年末のことである。すなわち、同年11月の閣議決定156号(以下「156号決定」と略記)は、企業合同が(これも旧ソ連と同様)全国的規模の「全国合同」として組織はされたものの実際には機能してこなかったことに鑑み、全国を幾つかの地域に分割し、企業合同を当該地域ごとの部門別管理を担う「地域別合同」として設立・再編成すべきことを指示した(注16)。この結果、企業合同は、地域別合同として経済インフラ部門、具体的には建設、交通運輸等の部門のほか、生産部門、また若干の流通部門で広範に設立・再編成されることとなった(注17)。

このうち、生産部門における企業合同の主力は、電力、石炭、鉄鋼、セメント、またゴム、コーヒーなどの業種であるが、これら、前4者に代表される重工業ないし生産財生産部門の業種、後2者に代表される農業プランテーションの業種に属する国営企業の多くは、すでにドイモイ以前に地域別合同を志向するか、これへの参加を終えていた(注18)。

なお、上述の156号決定では、同時に、工業基盤のある省・都市(前者は日本の「都道府県」、後者は「政令指定都市」に相当)が当該自治体規

模での企業合同を組織することが許可されたこともあり、以来、地方別管理における「地方合同」も形成を開始した^(注19)。

以上の点を強調すれば、要するに、上述の業種の国営企業は、システム転換が加速されるに至ったドイモイのままに直前から、従来のシステムの枠内で、来るべき市場経済化の荒波を回避すべくシステムの行政的中間項＝「独占」の大企業である企業合同として設立・再編成されてきたのである。

(注1) 竹内『「規制された市場メカニズム」……』74ページ。以下の本節(1)の叙述も、断わりのないかぎり、この竹内論文による。

(注2) M・エルマン『社会主義計画経済』佐藤経明・中兼和津次訳 岩波書店 1982年 80～88ページ。

(注3) 村上泰亮・熊谷尚夫・公文俊平『経済体制』岩波書店 1973年 42, 392ページを参照。また『「集権」における「分散」』については、同じく40～41ページを参照。

(注4) この点の詳細は、エルマン『社会主義……』91～95ページを参照。

(注5) たとえば、Dang cong san Viet Nam [ベトナム共産党]，“Bao cao chinh tri cua ban chap hanh trung uong Dang (khoa VI) tai Dai hoi dai bieu toan quoc lan thu VII” [第7回党大会における中央委員会総会(第6期)政治報告]，in *Van kien Dai hoi dai bieu toan quoc lan thu VII* [第7回党大会文献] by Dang cong san Viet Nam (Hanoi: Nha xuất bản Su that, 1991), p. 21.

(注6) 「ソフトな予算制約」(「温情主義」)については、コルナイ『経済改革の可能性……』第1～3章/同『「不足」の政治経済学』盛田常夫編訳 岩波書店 1984年 第1～2章、第6章/竹内『「規制された市場メカニズム」……』72～76ページを、それぞれ参照。

(注7) ちなみに、非国営セクターについては、一般に負の「ソフトな予算制約」とでもいうべきものが存在してきた。

(注8) 「水平的統合」の概念については、今井賢一ほか『価格理論Ⅲ』岩波書店 1972年 256ページを参照。

(注9) 「企業合同」については、エルマン『社会主義……』70～72ページ、またアレック・ノーヴ『ソ連の経済システム』大野喜久之輔・家本博一・吉井昌彦訳 晃洋書房 1986年 82ページを参照。

(注10) 『「集権」における「集中」』については、村上・熊谷・公文『経済体制』40～41ページを参照。

(注11) エルマン『社会主義……』108～109ページ。

(注12) 旧ソ連における企業合同の形成開始は、1973年から。

(注13) Vien Nha nuoc va phap luat Uy ban khoa hoc xa hoi Viet Nam [ベトナム社会科学委員会 国家と法研究所]，*Nhung van de phap ly trong quan ly kinh te* [経済管理の法的諸問題] (Hanoi: Nha xuất bản Khoa hoc xa hoi, 1987), p. 99.

(注14) *Doi moi kinh te quoc doanh* [国営経済の刷新] (Hanoi: Nha xuất bản Su that, 1992), p. 183.

(注15) この文の叙述にあたっては以下を参照。*Doi moi kinh te quoc doanh*, p. 182-184/Vien Nha nuoc va phap luat Uy ban khoa hoc xa hoi Viet Nam, *Nhung van de phap ly...*, p. 116-119/Tran Anh Minh, *Luat kinh te trong kinh doanh va dau tu* [ビジネスと投資の経済法] (Ho chi minh: Nha xuất bản Thanh pho Ho Chi Minh, 1993), p. 75-77.

(注16) Vien Nha nuoc va phap luat Uy ban khoa hoc xa hoi Viet Nam, *Nhung van de phap ly...*, p. 130-132. なお、ベトナムが企業合同の「全国合同」化に成功しなかったのは、本書によれば、その組織化に必要とされる交通運輸能力が低位であること、流通サービス組織とりわけ情報伝達網が未整備であること、といった要因に起因している。

(注17) ベトナムの部門別管理がときに「部門別地域別管理」と形容されるのは、こうした事情による。したがって、とくに生産部門における企業合同は「地域別合同」として通常は多くの製造業を有する原料生産の中心地の周辺に設立されている(*Doi moi kinh te quoc doanh*, p. 184)。例としては、タイグエン鉄鋼コンビナートや各種のセメント・プラントを挙げることができる。

(注18) これに関連して、ベトナム共産党宣伝部中央教宣委員会編『ベトナムの社会主義経済学』竹内郁雄訳 アジア経済研究所 1989年 132ページを参照。

(注19) Vien Nha nuoc va phap luat Uy ban khoa hoc xa hoi Viet Nam, *Nhung van de phap ly...*, p. 130.

II ドイモイ下のシステム転換

—— 今回の改革まで ——

積年の経済困難、その一因である従来のシステムの欠陥・非効率性から脱却すべく、1979年からの経済改革以来のシステム転換は、ドイモイに至って加速された。

ドイモイ下のシステム転換のポイントは、私企業の経営活動と「市場」の存在とが認知されるに至ったことである(注1)。別な言い方をすれば、私企業だけでなく、社会主義セクター、特に国営セクターに属する企業の経営活動もが、従来とは異なり、そのミクロ的相互調整を「市場」に委ねるべく転換を要請されるに至ったこと、そして、国家の役割も、従来とは異なり、「市場」で活動する、私企業も含む各所有セクターに属する企業のすべてを対象とするマクロレベルの管理に特化するべく転換を要請されるに至ったこと(注2)、である。ちなみに、ここでは、開放経済化政策の推進とも関連して、党・政府の「路線」における投資の重点を従来の重工業から農業・消費財・輸出品の生産へと転換すべきことが主張されてきた。

1. 新「規制」システムへの移行

(1) したがって、国営セクター改革は、特にマクロ経済の安定化(財政赤字削減とインフレ沈静化)との関連で、企業の「ソフトな予算制約」=国家の「温情主義」を是正すべく、上述の上級機関による企業のミクロレベルの経営活動に対する直接的「規制」を縮小・廃止すること、これに代えて各種の「市場」を形成し、その下に企業の自主権を拡大するとともに上級機関の「規制」をマクロレベルのそれへと限定するこ

と、を課題としてきた(注3)。

これにより、国営企業は、企業に補給される生産財(特に原材料=流動資産)・企業の生産物双方の価格に給付されてきた財政補助金、また金利の逆ザヤを通じた金融補助金を削減すべく、従来の法令指標=物動メカニズムに従う経営部分を縮小・廃止し、これに代わって形成を開始した財市場、また土地・労働・資産(特に短期金融)の各要素市場に従う経営部分を拡大してきた1980年代末の時期を経て(改革の第1段階)、91年末から「政府事業体」へと移行してきた(改革の第2段階)。

この政府事業体とは、「国家が所有主として設立し資金を投資し管理し」従来どおり法人格を有するが、ただし他のセクターに属する企業と同様「法の前に平等である」ほか、国家から利用権をリースされた企業資産の「価値の維持と増殖」を義務づけられた経営組織、つまり国家に資本利用税を納入する、完全経済計算制に従う国有企業である(国家・国営企業間における実物資本市場の形成開始)。

同時に、ここでは、改革の第1段階の過程で長期の経営不振に陥った企業については、「解体」、すなわち他の国営企業との統廃合、一部民営化(払い下げ)、資産整理が図られてきた。

こうした国営企業の「政府事業体」化と解体とは、特に国営企業の財務状況を再点検し、要件を充たす企業についてのみ存続を許可する、いわゆる「再登録・再設立」運動と並行しつつ、現在も進行中である。この結果、1990年に約1万2000を数えた国営企業数は、運動の第1期が終了した94年には約7500へと激減するに至っている(注4)。

さらに、ここでは、端緒についたばかりでは

あるが、政府事業体の「新しい管理モデル」として、その「試験的株式化」も試みられている。現在のそれは1992年6月からのものであり、この過程では、株式の発行市場も財政省の「国庫」の下に形成を開始している。

(2) 以上の、一般には「市場経済化」と理解される過程は、しかし一方で、従来の「上級機関と企業との間の行政的な支配従属関係」(=主管制度)に従う「規制」システムが形態を転じて継続してきた過程でもあった。実際、国営セクターのスタッフの雇用形態が「労働契約制度」へと転じてきた改革過程にあっても、企業長はなおかつ国家により「任命」されてきた(注5)。

具体的には、この過程は、第1に、上級機関が確かにミクロレベルの企業活動に対する直接的「規制」から撤退し、企業が確かに「市場」を利用するに至った一方、上級機関が、従来の法令指標・物動メカニズムに代えて1980年代末から強力に作用させてきた各種の規制用具によって、企業に対し、間接的とはいえ、なおかつ従来タイプの「規制」を継続することを可能とする、いわば従来とはいまひとつ別の「規制」システムへの転換(コルナイのいう「直接の官僚的調整から間接の官僚的調整」(注6)への転換)とも形容しうる過程であって来た。

昨今のベトナムでは「国家の管理の下での市場メカニズム」(co che thi truong co su quan ly cua nha nuoc)(注7)と形容される新システムの下、企業に対する規制用具として作用してきたのは、経済安定化への寄与のみが強調される価格・金融・税制等の各政策である。これらは、マクロレベルにおける「規制」の名の下に、集計概念としての「マクロ」レベルの規制用具としてだけでなく、部門別・業種別、究極的に

は企業別に異なる度合いの価格・金利・税率等を(最終的には)計画交渉(plan bargaining)によって設定する、つまり、従来の部門別・業種別・企業別「規制」を、形態を転じて継続させる規制用具としても機能してきた(注8)。

これら規制用具の差別的な性格は、特に税率において顕著であり、そこでは、規定された部門別・業種別(企業別)の税率とは別途の、例外規定すら存在する(注9)。

ちなみに、これら規制用具を通じた差別的な「規制」は、国営企業だけでなく、ドイモイ下で部門別管理・地方別管理の軌道に入った私企業をも含む、各所有セクターに属する企業のすべてに適用されてもきた(注10)。

この結果、企業の「ソフトな予算制約」=国家の「温情主義」も、顕著な削減を見た上述の財政補助金また金融補助金とは別のところで、その縮小・廃止が不十分に留まるか新たな形で再生産されており、したがって、財政赤字の削減を不首尾なものにしている。

具体的には、企業に対し減価償却費のバランスシートへの計上を正しく実施させることがなおかつ不首尾であることのほか(注11)、企業の「投資渴望症」が継続していることが挙げられる。この「投資渴望症」については、一方では、従来のシステム下で普遍的であった企業の生産財・財政投資資金の無心、結果としての「分散」(chia phan. 「ソフト」な財政)、生産財・投資資金の「不足」の継続に見られるほか(この現象は従来のシステム下の既得権益部門である建設・機械部門では特に支配的である)(注12)、新システム下の新現象として、企業の金融借入の無心からくる、生産財不足ではなく「資金不足」の発生(「ソフト」な金融)、結果としての企業債務の清

算の遅延に見られることなどが指摘しうる(注13)。

2. 企業合同改革の先送り

(1) 他面、この過程は、第2に、ドイモイの直前に再編成された、従来の「上級機関と企業との間の支配従属関係」(=主管制度)に従う「規制」システムにおける、部門別管理・地方別管理の行政的中間項=「独占」的大企業である企業合同の改革が先送りにされてきた過程でもあった。

ドイモイの下、企業合同も、1989年の新「企業合同令」により、経営組織への脱皮が叫ばれてはきた。昨今はそれが「総公司」(tong cong ty: 英訳は company) と呼称されることが多くなってきているのは、そのひとつの現われである。とはいえ、その行政的中間項的性格は、依然支配的であって来た。

すなわち、新企業合同令に従えば、企業合同の行政的中間項としての機能は、傘下の国営企業に対し、当該企業合同の計画のガイダンス、ならびに法令指標・国家注文(注14)を下すこと、傘下の企業の経営計画を審査し、これら企業間の活動を調整すること、などにある。また企業合同の事業・権限としては、①企業合同全体の計画を作成し計画達成を組織すること、②企業合同の基本建設投資・生産発展の方針案を作成し、新規プロジェクトの着工主となること、③傘下の企業の生産の分業・調整を組織すること、④科学技術研究を組織し、その成果を傘下の企業に適用すること、⑤流通もしくは生産財補給・生産物引き渡しを組織すること、などにある(注15)。

こうした企業合同の機能、また事業・権限が存在することにより、傘下の国営企業は、(従来どおり)形式的には経済計算制に従う法人格

を有する「経済主体」ではあるものの(注16)('分権的経済計算制')、その自主権は、なおかつ著しく制限されてきた。

この点は、企業合同の一形態である「特殊合同」において、さらに顕著であって来た。特殊合同とは電力、航空、郵政、鉄道などの業種に属する国営企業の間で組織されてきた企業合同で、ここでは、技術・サービスに関連する傘下の企業の自主権は相対的に乏しく、これら企業は特殊合同の直接的「規制」下におかれ、その生産経営活動はこの直接的「規制」に抵触しないかぎりで許可されてきたに過ぎない(注17)。

(2) これら企業合同=「独占」的大企業に代表される重工業部門ないし特に中央直轄の生産財生産部門(以下「企業合同等」と略記)は、実際、本節第1項(1)で略述した法令指標・物動メカニズムの縮小・廃止の過程にあっても、これに最後まで従って来たが(鉄鋼、石炭、セメントなど)、現在も従っている(電力)。また、新「規制」システム下でも、投資の重点を農業・消費財・輸出品の生産へと転換することが謳われて来たのとは裏腹に、上述の価格・金利・税率等の規制用具によって、従来どおり、つまり「重工業の優先発展」時代と同様の、差別的な優遇措置が継続されて来た。

こうした企業合同等へのテコ入れ、換言すれば、その改革の遅れは、他の部門・業種と比べて市場経済下の「競争」を回避しえた、これら部門・業種のドイモイ下での伸長の一因となつてはきたものの、他面、本節1項(2)の末尾で指摘した以外のところで、企業の「ソフトな予算制約」=国家の「温情主義」を倍加させてもきた。すなわち、これら「独占」的大企業における生産性を超える賃金の吊り上げ=生産物価格

の引き上げ、結果としてのサービス支出の増大＝財政赤字削減の遅れ、がそれである（「ソフト」な財政）。

企業合同の改革の先送りが国営セクター改革全般に与えてきた否定的影響は、とりわけ現在の改革の第2段階において顕著である。

この段階の改革の意図のひとつは、そもそも広義の「所有転換」を目指すことにより、従来のシステムのさらなる縮小・廃止を図ることにあった。長らく主張されてきた「取締役会」(hoi dong quan tri)の政府事業体への導入は、なおかつ存在する上級機関（の直接担当者）と企業（の企業長）との間の支配従属関係にくさびを打ち込もうとするものであるし、とりわけ試験的株式化は、この点に関するかぎり、それを直接に志向する措置でもある。

しかし、ここでも、企業合同それ自体の「再登録・再設立」運動、したがってその「政府事業体」化もしくは解体は、一般の国営企業とは異なり、先送りにされてきた^(注18)。また試験的株式化についても、企業合同等に代表される「大企業、重要な企業」はその適用のリストから除外されてきた^(注19)。この結果、上述のように国営企業総数は解体を通じて数の上では激減したとはいえ、解体を決定された4500の企業の資産ストック総額の国営セクター全体に占める割合は、わずか3.7%にしか過ぎない^(注20)。また、試験的株式化にしても、1994年後半現在、その実施を申請した国営企業総数はわずか20あまり、それを実際に実施した企業は2企業のみである^(注21)。

換言すれば、解体と試験的株式化とがこうした低水準に留まってきたのは、確かに一因が資本市場また株式市場の未整備という技術的な問

題に帰されるものであるとはいえ、一方では、企業合同等の上級機関である部門別省庁ないし地方自治体が企業合同等の所有転換に対して、他方では行政的中間項＝傘下の企業にとっての「直接の上級機関」である企業合同自体が傘下の企業の所有転換に対して、首を縦にふらずにきたことの結果なのである。

3. 「規制」システムの縮小・企業合同の改革の必要性

以上、われわれは、ドイモイ下のシステム転換の一環として進められてきた国営セクター改革の様相を今回の改革の直前までの時期についてフォローしてきた。

そこでは、ドイモイにおける市場経済化の急速な進展という俗説とは裏腹に、こと国営セクター改革に関するかぎり、従来の「上級機関と企業との間の支配従属関係」（＝主管制度）に従う「規制」システムが、部門別・業種別・企業別「規制」の価格・金利・税率等の各種規制用具を通じた継続に見られるように、形態を転じて継続してきたこと、加えて、この従来のシステムの重要な一部分である企業合同等の改革も先送りにされてきたこと、この結果、ドイモイ下の市場経済化のみならず、所有転換、さらには投資戦略の転換にも否定的影響を与えてきたこと、が理解されたことと思う。

システム転換全体がこのように不首尾に留まってきたのは、根本的には、社会主義ベトナムがなおかつ有するイデオロギー的な要因、すなわち、「市場」は元来無政府性を招来する不安定なシステムであり、経済主体への「規制」は（それを「簡素化」すべくとられる経済主体の大規模化＝「企業合同」化をも含めて）是であるという発想、その現象形態としての共産党「路線」

の存在に帰されるべきものではあろう。

ただ、より現実に即していえば、当のベトナムが、開発途上国である以上、何らかの経済開発戦略の存在をなおかつ必要としている「国民経済」である、という事情も酌量されなければならない。事実、そこでは、共産党「路線」は一種の「工業化」＝「経済開発」路線そのものであり、この共産党政権の存続を与件とした工業化＝経済開発の遂行がドイモイにあっても依然第一義であって来た以上、確かにシステム転換もこれによって規定されざるをえない様相を携えてはきたのである^(注22)。実際、新「規制」システム下でも優遇措置を継続されてきた重工業ないし生産財生産部門に属する企業合同等の一部は、ベトナムにとっては工業化＝経済開発に必要な経済インフラの建設に係わる部門・業種でもある。

しかし、部門別・業種別・企業別「規制」の継続（ここでは重工業ないし生産財生産部門に対する優遇措置の継続）は、同時に、フォローしてきた時期が経済安定化の達成に集中せざるをえなかったという事情、換言すれば、工業化＝経済開発においてテコ入れすべき業種（産業）の具体的な選定＝ターゲティングを後回しにせざるをえなかったという事情も手伝って、結果として、従来の「重工業の優先発展」時代の既得権益業種であり現在の開放経済下の構造不況業種である、建設・機械といった（その多くがまた企業合同等である）業種に属する企業の改革をもいたずらに遅らせてきた、という事実も看過するわけにはいかない。1991年6月の共産党第7回大会以来、ベトナムでは、いかなる産業の企業をいかなる方式で所有転換してゆくかに関する議論が試みられてはきた。しかし、この所

有転換の具体的なリストの作成も、企業合同等の「大企業、重要な企業」の改革が先送りにされてきた事情の下では、進展のしようがなかったのである。

1994年1月に開催された共産党全国協議会の決議は、経済の安定化が達成されたことを受け、「工業化・近代化」路線を改めて設定した。

したがって、国営セクター改革は、経済的な観点に従えば、現在、各国営企業のさらなる市場経済化を基礎に、政府の役割を経済安定化に代表されるマクロレベルの「規制」へと真に特化してゆく一方、ミクロレベルの「規制」については、市場環境の整備は当然として、工業化＝経済開発において具体的な選定が必要とされるターゲティング産業に係わるそれをも含めて、究極的には「市場の失敗」に関連する分野に極力限定してゆくことを課題としているといえよう^(注23)。具体的には、「規制」方法の転換、すなわち現在の部門別・業種別・企業別「規制」を、その標準化を基礎として縮小ないし必要部門・業種のみ限定してゆくこと、これを基礎として、改革を企業合同等にも及ぼしてゆくことを急務としているのである。

この場合、企業合同は、現在は「利潤最大化」基準からはほど遠いとはいえ、述べてきたように元来が「独占」的大企業である^(注24)。したがって、市場経済化のさらなる推進の下でも、その優良企業部分に対する規制緩和は当然のことながら、政府による何らかの「規制」が必要とされる部分が確かに存在する。「公共財」的色彩の強いもの（上述の「自然独占」である可能性も強い経済インフラに係わる部分をも含む）は、その最たるものであろう。ただし、これ以外の、特に生産分野の企業合同等に対する政府の保護

は、基本的には「動学的外部経済」に係わる部分、ターゲティング＝工業化戦略との関連では、例えば、幼稚産業、そのうち、いわゆる「規模の経済性」を発揮しうる部門・業種で近い将来に国際競争力を有しうる部分等に極力限定されてゆくことなどが考えられるであろう。

(注1) 本パラグラフに関連して、竹内郁雄「ドイモイ下のベトナムの国営企業」(『アジア経済』第33巻第3号 1992年3月) 5ページをも参照されたい。

(注2) この点に関する重要な政令として、“*Nghi dinh so 196-HDBT ngay 11-12-89 cua HDBT quy dinh nhien vu quyen han va trach nhiem quan ly nha nuoc cua cac bo*” [各行政省庁の国家管理の権限と責任とに係わる業務の規定に関する89年12月11日付閣議議定196号], in *Nhung quy dinh moi sua doi va bo sung quyet dinh 217-HDBT* [閣議決定217号, これを補充改訂した新規定] (Hanoi: Nha xuất bản Su that, Uy ban Kế hoạch nhà nước, 1990), pp. 281-289, を挙げることができる。

(注3) 以下の本項の叙述は、断わりのないかぎり、竹内「『規制された市場メカニズム』……」を参照。

(注4) *Le Dang Doanh, “Doi moi kinh te thanh tuu va trien vong”* [経済のドイモイ 成果と展望], in *Co mot Viet Nam nhu the* [これがベトナムだ] (Hanoi: Nha xuất bản chính trị quốc gia < Vietnam > Công ty Truyền thông và xuất bản ISHOU < Singapore >, 1995), p. 156.

(注5) すなわち「第13条: 企業長は、企業内の党委員会の意見と従業員の投票とを参考に、上級機関によって任命される。……」(“*Dieu le xi nghiep cong nghiep quoc doanh < Ban hành kèm theo Nghi dinh so 50-HDBT ngay 22-3-1988 cua Hoi Dong Bo Tru-ong >*” [国営工業企業令<1988年3月22日付け閣議議定50号に添付>], in *Nhung quy dinh moi...*, p. 57)。

(注6) コルナイ『経済改革の可能性』7ページ。

(注7) 例えば, *Dang công san Viet Nam, Van kien...*, p. 21.

(注8) なお、竹内「『規制された市場メカニズム』……」では、ベトナムの論者がこの部門別・業種別・企業別「規制」をマクロ「規制」に含める場合が多いため、「マクロレベルで間接的に規制する……」という表現を

多用したが、これは、事実上「サブ・ミクロ」規制とも呼ぶべきものである(コルナイは「メゾ(meso)政策」と述べている。コルナイ『経済改革の可能性』53ページ)。したがって、本論では本パラグラフに見られる叙述を用いている。

(注9) さらに、国営企業からの利潤税の徴収は、現在、予め定められた利潤額を企業に請け負わせる「請負」制に従うケースが普遍的である以上、実際には従来のシステム下での「利潤控除」制度から未だ脱却するに至っていない、と言える(竹内「『規制された市場メカニズム』……」144ページ)。ドイモイ下のシステム転換を、コルナイを援用して、「いま一つ別の『規制』システムへの転換とでも形容しうる」とする理由は、こうした点にある。なお、この点に関連して、コルナイ『経済改革の可能性』24~26, 53~54, 143~144ページを、また盛田常夫『体制転換の経済学』新世社 1994年 104~107ページを参照されたい。

(注10) 税率については、竹内「『規制された市場メカニズム』……」98ページ。金利についても、1992年6月より平等化の方向にある。

(注11) 上述の国営企業の「政府事業体」化の目的の一つは、まさにこの点の是正におかれている(竹内「『規制された市場メカニズム』……」105~107, 111ページ)。

(注12) 同上論文 102ページ/ Nguyen Van Quang, “*Ve viec huy dong va su dung von cua cac doanh nghiep nha nuoc*” [政府事業体の資金の調達と利用について], *Tap chi Kinh te va du bao*, May 1994, p. 7.

(注13) 1993年3月までに終了するとされた債務返済運動の第2段階は、1995年初頭においても、未だ終了していない。

(注14) 「国家注文」の概念、問題点については、竹内「ドイモイ下のベトナム……」9~10ページ参照。

(注15) *Tran Anh Minh, Luat kinh te...*, pp. 76-77.

(注16) *Ibid.*, p. 76.

(注17) *Ibid.*, pp. 81-82.

(注18) *Le Xuan Trinh, “Nhung yeu cau trong qua trinh chan chinh va to chuc lai kinh te quoc doanh”* [国営経済のリストラと再編成の過程における諸要求], *Tap chi Kinh te va du bao*, June 1992, pp. 1-2, 21. 政府事業体一般についても、再登録・再設立を実施する際の基準のひとつが法定資金額＝規模の大小におかれていた(竹内「『規制された市場メカニズム』

……」116ページ)。したがって、この時期の政府事業体一般の再登録・再設立は、企業合同の「経営集団」化の基準のひとつをその規模の大小におく今回の改革の「前哨戦」であったともいえる。

(注19) 「株式化」される企業についても、労働集約型産業よりも資本集約型産業（一般には重工業）に属する企業において国家の持ち株比率が高まることが意図されていた（竹内『「規制された市場メカニズム」……」120～121ページ）。

(注20) Le Dang Doanh, “Doi moi kinh te” p. 156.

(注21) Vo Minh Dieu, “Ban ve giai phap co phan hoa doanh nghiep nha nuoc” [政府事業体の株式化の方策を論ず], *Tap chi Tai chinh*, Sept. 1994, p. 16.

(注22) ソ連型の経済運営システムが重工業の優先発展を第一義におく工業化＝経済開発の推進と密接に関連しつつ形成されたものであることは常識であり（例えば、G・ポッフア『スターリン主義とはなにか』坂井信義訳大月書店 1983年 104～120ページを参照）、この点については、第I節(1)でも言及しておいた。コルナイも、企業の「ソフトな予算制約」がその「投資渴望症」に直結するこのシステムと「強制成長」との密接な関連性を指摘している（コルナイ『経済改革の可能性』54ページ）。こうした観点に従えば、開発途上にあるベトナムが、ドイモイ下でも従来の「規制」システムを完全には払拭し切れずにいることは、部分的にはやむをえないことである、といえよう。

(注23) こうした観点は、IMF・世銀モデルを持ち出さずとも、マイクロ経済学の立場からは常識的なものであろう。

(注24) なお、以下の叙述の詳細は、竹内『「規制された市場メカニズム」……」149～151ページの注(180)にまとめてある。

III 企業合同の再編成の概要

— 91号決定 —

1994年3月、首相決定91号（以下「91号決定」と略記）は、企業合同の再編成を指示した^(注1)。今回の企業合同の再編成の内容は2つ、すな

わち、従来先送りにされてきた企業合同の再登録・再設立を実施すること、その過程で企業合同の若干を母体に^(注2)「経営集団」(tap doan kinh doanh)を試験的に設立すること、である。

今回の企業合同の再編成は、91号決定が、前節第1項(1)で触れた国営企業一般の「再登録・再設立」運動が新しい段階に移行することを指示したのを受け、その一部として実施が要請されるに至ったものではある^(注3)。ただし、今回の改革それ自体の目標は、1994年1月の党全国協議会の決議において、すでに提示されていた。すなわち、「企業合同・総公司を、その行政的・中間項的性格を克服し経営集団を組織する方向に従って刷新すること」により、同協議会決議が設定した「工業化・近代化」路線との関連で「経済開発の要請に応えること」^(注4)、これを「主管官庁制度・主管行政レベル、中央直轄企業と地方自治体管轄企業との区別を漸進的に廃止すること」^(注5)と連動させて実施すること^(注6)、である。

要するに、今回の改革の含意は企業合同の再編成を「主管制度」＝「上級機関と企業との間の支配従属関係」に従う「規制」システムを「漸進的に廃止すること」の一環として実施することであり、前節の末尾で示したわれわれの観点到に照らしてみても、それが指示されるに至ったこと自体に意義がある、といえるのである。

以下の本節では、91号決定が指示した企業合同の再編成の概要を、関連報道にも言及しつつ概観する。

(1) まず、今回の改革の基本である企業合同の再登録・再編成について^(注7)。

再登録・再設立される企業合同が充たすべき要件の第1は、それが政府事業体であること、

である(注8)。したがって、ここでは、再登録・再設立された企業合同は、前節第1項(1)で述べた、国家から企業資産の利用権をリースされ、この利用権に対する資本利用税を納入する＝完全経済計算制に従う国有企業である。

要件の第2は、それが5企業以上の企業で構成される経営組織であること、である。これらの企業は「技術・技能、財政、開発投資プログラムの面」で、また「生産財補給、生産物運輸、生産物引き渡しなどのサービス、また通信、訓練などの面」で「互いに密接に関連」して経営活動を営む(注9)。

要件の第3は、従来の企業合同と比べて、資本規模が引き上げられたこと、である。すなわち、再登録・再設立される企業合同の最低法定資金額は、前節第2項(1)で触れた特殊合同のそれが1000億^ドであるという例外を除き、すべて5000億^ドとされることになった。

これ以外の要件としては、FS＝フィジビリティ・スタディーを実施すること、適切な管理職・スタッフを配置することのほか、会計制度として、従来の分権的経済計算制(前節2項(1)を参照)に加え、「集権的経済計算制」を採用しうるとされたこと、である(注10)。集権的経済計算制は、これを採用する企業合同が唯一のバランスシートを有する制度であるから、当該企業合同の傘下の企業がその財政自主権を上級機関である企業合同に引き渡すこと、すなわち「経済主体」の地位を喪失することを意味している。

上述の要件を充たすことを要求される企業合同の再登録・再設立の分類の方針は、以下のとおりである。すなわち、①真に効率的に活動し上述の要件を充たす企業合同は、再登録・再設

立を許可されること、②効率的ではないが維持する必要のある企業合同は、当面、リストラを実施し上述の要件を充たすべく強化すること、③これ以外の企業合同で行政的中間項的性格を有する単位は、企業合同から1国営企業へと転換するか、他の企業合同と統廃合するか、解体すること、である(注11)。

(2) 他方、経営集団の充たすべき要件は、それが企業合同の若干を母体に「試験的に設立」されるものであるかぎり、上述の企業合同の充たすべき要件を部分的には共有してはいるものの、以下の点について企業合同とは異なっている。

第1に、経営集団を構成する企業の数が、企業合同の「5企業以上」よりもさらに多い、「7企業以上」であるとされたこと、である。第2に、その最低法定資金額も、企業合同よりさらに大きく、1兆^ドとされたこと、である。以上の点からもわかるように、経営集団は再登録・再設立される企業合同以上に大規模な経営組織である。

企業合同の充たすべき要件と比較した場合、加えられた「要件」としてこれ以外に重要なのは、傘下の企業は財政面で提携するとされていること、具体的には、経営集団においては、

- ①自らが資金を調達し融資する、メインバンクとも呼ぶうる「金融機関」を設置すること、
 - ②多部門間の経営活動を行なうこと(従来、企業合同は、部門別管理ないし地方別管理に従う限り、原則として1部門・1業種に携わってきた)が認知されたこと、
- である(注12)。さらにベトナムの論者の見解として、③この経営集団は、国家が経済・経済主体を管理する「規制用具」のひとつであると規定さ

れていること、
を加えることができる^(注13)。この点と関連して
であろう、91号決定は、経営集団に設置される
取締役会の成員(7~9名)については、首相が
これを「任命する」、としている^(注14)。

他方、91号決定は、経営集団のみについて、
その試験的設立の「目的」として次の4点を挙
げてもいる^(注15)。順に記せば、

- ①「集積・集中」(資本規模の拡大ないし合併^(注16))
を、また「国際競争の可能性」を「促進する
こと」、
- ②上述の党全国協議会決議の掲げた目標と同様、
「主管官庁制度・主管行政レベル、中央直轄
企業と地方自治体管轄企業という区別を漸進
的に廃止すること」、
- ③「あらゆるセクターに属する企業に対する国
家の管理の役割を強化すること」、
- ④「経済効率を向上させること」、
である。

以上のような「要件」、「目的」を有する経営
集団は、上述の企業合同の再登録・再設立の過
程と並行して、当面、中央直轄のレベルでは、
若干の部門別省庁に属する「集団」として、ま
た地方自治体管轄のレベルでは、特にホーチ
ミン市管轄の「集団」として、「試験的に設立」
されうる。

(3) 今回の企業合同の再登録・再設立、経営
集団の試験的設立を担当する主管官庁は、国家
計画委員会である。また財政省は、これらの経
済計算制の指導、国家がリースする資金の検査
などを指導する^(注17)。

企業合同の再登録・再設立の具体的な日程は、
まず、1994年の4月までに、本項(1)で示した分
類方針に従って企業合同を分類すること、次い

で、この結果、同分類方針の①に分類された企
業合同は、94年9月までに、また②に分類され
たそれは、94年12月までに、それぞれ再設立を
終えること、である。他方、③に分類された企
業合同については、1995年9月までに、本項(1)
で示した1国営企業への移行、統廃合、解体と
いう3つのうちのいずれかに従って処理される、
とされている^(注18)。

この企業合同の再登録・再設立の実際の進展
状況については、本論執筆中の現在、個々の企
業合同に関する散発的な報道のみが入手しうる
という状況であるため、ここでは、残念ながら
その実施の可否を示すことはできない。これに
対し経営集団の方は、いくつかの報道から、例
えば、中央直轄のレベルでは、1995年5月まで
に、電力、石炭、鉄鋼、セメント、ゴム、コー
ヒーなど(第I節(2)を参照)、また石油・ガス、
海運、航空、郵政、繊維、タバコ、食糧・食品、
製紙といった業種が、すでに「経営集団」化の
設立登記を済ませたことが確認されているほ
か^(注19)、地方レベル=ホーチミン市では、遅く
とも94年半ばまでに、「サイゴン交易集団」(tap
doan thuong mai Sai Gon. 市商務委員会管轄)
なる交易・サービスを担当する経営集団を設立
することが検討されている^(注20)。

(注1) 91号決定の概要は、*Nhan Dan* [人民], Mar. 18, 1994.

(注2) Tran Ngoc Trang, "Tiep tuc doi moi quan ly cac doanh nghiep nha nuoc" [政府事業体の管理の刷新を継続しよう], *Tap chi Kinh te va du bao*, June 1994, p. 4 を参照。

(注3) 91号決定は、国営企業=政府事業体一般の再登録・再設立の継続については、これを、①経営が黒字である事業体、②黒字でないか赤字であっても国民経済において重要な位置を占める事業体、③存在する可能性・発展する可能性のない事業体のすべてに適用すること、

また、新規に設立される事業体については、1994年3月以降、その法定資金額を同一部門・業種に属する有限会社の少なくとも5倍に引き上げること、などを指示している(*Nhan Dan*, Mar. 18, 1994)。なお、後者の点に関連して、本論第II節の注18を参照されたい。

(注4) “Bao cao chinh tri cua ban chap hanh trung uong Dang tai Hoi nghi dai bieu toan quoc gia nhiem ky cua Dang” [党全国協議会における中央委員会政治報告], *Tap chi Cong san*, Feb. 1994, p. 18.

(注5) Ibid.

(注6) Tran Ngoc Trang, “Tiep tuc sap xep va doi moi quan ly doanh nghiep nha nuoc” [政府事業体の整理と管理の刷新とを継続しよう], *Tap chi Kinh te va du bao*, Jan. 1994, p. 9 を参照。

(注7) 以下の本章の叙述は、断わりのないかぎり、*Nhan Dan*, Mar. 18, 1994 を参照。

(注8) “Quyét dinh sap xep doanh nghiep nha nuoc, va thi diem thanh lap tap doan kinh doanh” [政府事業体の整理、経営集団の試験的設立に関する決定について], *Tap chi Phat trien kinh te*, July 1994, p. 54.

(注9) Ibid.

(注10) Ibid.

(注11) Ibid., pp. 54-55.

(注12) 以下を参照。Tran Ngoc Trang, “Tiep tuc doi moi quan ly . . .” p. 4/Dinh Son Hung, “Ve su hinh thanh tap doan kinh te o VN” [ベトナムにおける経済集団の形成について], *Tap chi Phat trien kinh te*, July 1994, p. 5.

(注13) Dinh Son Hung, “Ve su hinh thanh . . .” p. 5.

(注14) Ibid. また, “Quyét dinh sap xep doanh nghiep . . .” p. 55.

(注15) 本パラグラフの叙述は、以下を参照。*Nhan Dan*, Mar. 18, 1994/Dinh Son Hung, “Ve su hinh thanh . . .” p. 5.

(注16) マルクス主義経済学の概念である「集積」が「資本規模の拡大」、同じく「集中」が「合併」を意味することについては、例えば、都留重人編『岩波経済学小辞典』岩波書店 146~147ページの「資本の集積・資本の集中」の項を参照。

(注17) “Quyét dinh sap xep doanh nghiep . . .”

p. 55. なお、国家計画委員会は、1995年末に計画・投資省へと改組された。

(注18) “Quyét dinh sap xep doanh nghiep . . .”

(注19) 『日本経済新聞』1995年5月25日(朝刊)。

(注20) “Vai net ve de an tap doan thuong mai Sai Gon” [サイゴン交易集団のマスタープランの特徴], *Tap chi Phat trien kinh te*, July 1994, pp. 22-23.

IV 今回の改革の意味

1. 改革の最大公約数的な意義

(1) 今回の改革の最大公約数的な意義は、改めて党全国協議会決議の提示した「目標」に即していえば、「主管制度」を「漸進的に廃止すること」の一環として、企業合同の経営組織的性格を強化することにある。

この点は、今回の改革の一部である、企業合同の再登録・再設立の主旨を省みることにより再確認することができる。前節(1)で示した、個々の企業合同の「政府事業体」化を通じた自主権の拡大、また全企業合同の分類を通じた「行政的中間項的性格を有する」企業合同の整理は、確かに企業合同の経営組織的性格の強化につながるからである。他面、このことは、企業合同が「主管制度」=「上級機関と企業との間の支配従属関係」に従う「規制」システムの重要な一部分であって来たかぎり、最も抽象的な意味において、確かにその「漸進的廃止」とも関連している。

この文脈に即していえば、企業合同の若干を母体として試験的に設立される経営集団は、91号決定が経営集団の「要件」のひとつとして掲げた「自らが資金を調達し融資しうる金融機関を設置すること」により、再登録・再設立される企業合同以上に経営組織的性格を有すること

が展望されている組織である、といいうる。

第II節第2項(2)でも触れたとおり、企業合同は従来の改革過程でも最後まで法令指標・物動メカニズムに従ってきたものが多く、新「規制」システムに従ってきた企業合同についても、特に生産部門のそれは、国立銀行を通じて、融資ではなく財政資金の再分配を継続されてきたのが実情である(注1)。上述の「金融機関」が真に独立採算制に従う機関たりうるのであれば、これにより、企業の「ソフトな予算制約」(=国家の「温情主義」。ここでは「ソフト」な財政と「ソフト」な金融)のさらなる縮小・廃止が期待されよう。経営集団の有するこの側面を強調しようとすれば、党全国協議会の決議が「経営集団」化を企業合同の刷新の「方向」として訴えたこともあり、今後、少なからぬ企業合同が「経営集団」化することも予想される。

(2) 今回の改革の意義のひとつとして敷衍しておきたいのは、従来遅れてきた国営企業全体の所有転換リストの作成に関する議論が、91号決定の発令と前後して、以来、一步具体化されつつあることである。

現在、これに関するベトナムの論者の最大公約数的なところは(注2)、①「大企業、重要な企業」は、企業合同として国有を維持すること、このうち資本金額の大きいものは、政府=閣僚会議の直接指導下におき、経営集団とすること(論者の中には、経営集団を約300の大企業を基礎に形成すべし、と主張する者もある)(注3)、②また、国防・治安、公共サービスなど「公共財」的色彩の強い財を生産する企業も、やはり国有を維持すべきこと、③これ以外の政府事業体=国営企業は、「所有形態の多様化」、すなわち請負、株式化、統廃合、解体、払い下げ等を実施する

こと、というものである。

要するに、91号決定の発令以来、国営企業は企業合同・経営集団と「公共財」生産部門以外はすべて何らかの所有転換の対象とされるべきであるという意見が、この問題に関する議論における支配的な見解となりつつある。

所有転換の諸形態のうち、党・政府がその推進を最も期待しているのは「株式化」である。1994年1月の党全国協議会の決議も、国営セクターの現在の諸欠陥を列挙した後、続いて「資金調達を増加させ、力を創出し、否定的現象を阻み、政府事業体の経営の効率化を促進するためには」「各種の株式化の形態を実現する必要がある」と述べている(注4)。

2. 中央・地方の区別の廃止と企業合同の「経営集団」化

ところで、党全国協議会決議が「目標」として掲げる「主管制度」の「漸進的廃止」の意味は、今回の改革に関するかぎり、部門別・業種別・企業別「規制」ないし企業の「ソフトな予算制約」=国家の「温情主義」に現われるような「上級機関と企業との間の支配従属関係」の「漸進的廃止」を直接に狙ったものであるというよりも、むしろ、わけても「中央直轄企業と地方自治体管轄企業という区別を……廃止すること」(傍点—筆者)、これを通じて従来の企業合同の「経営集団」化を促進することそれ自体におかれている、といいうる。試験的に設立される経営集団は、この結果、単なる経営組織ではなく、党全国協議会決議の掲げるいまひとつの「目標」である「経済開発の要請に応える」経営組織たりうるのである。

この点は、第III節(2)で触れた、91号決定が掲げる経営集団を試験的に設立する「目的」のう

ちの(④は当然として)最初の3点(①~③)と、同一個所で企業合同と比較した場合の経営集団の「要件」として指摘した3点(①~③)とを関連づけて検討することにより、明らかにすることができる。

したがって、本章の以下の叙述は、この点の検討にあてられる。これを通じて、経営集団が「経済開発の要請に応える」(傍点——筆者)経営組織たることの意味が、当面の「工業化・近代化」路線の一部である「三地域経済圏開発」^(注5)の核たりうることのほか、特に経済的な観点からは、この開放経済下の経済開発においてテコ入れすべき業種(産業)の「規模の経済性」を基準とした選定＝ターゲティングと密接に関連しているとみなしうること(この点に関連して第II節第3項末尾を参照)、しかし、今回の改革がやはり党「路線」によって規定されたシステム転換の一環として実施されているものでもあるかぎり、各経済主体を、ただし、従来の企業合同とは異なり、国营企業だけでなく私企業をも含む各経済主体を党・政府の「工業化・近代化」路線へと導くための「規制用具」たりうることも、漸次明らかにされるであろう。

(1) まず、党全国協議会決議の提示した「目標」のひとつである「主管制度」の「漸進的廃止」の意味が、わけても「中央直轄企業と地方自治体管轄企業という区別を……廃止すること」、これを通じて従来の企業合同の「経営集団」化を促進することにある、とという点の検討から。

91号決定の掲げる経営集団の試験的設立の「目的」①に即していえば、経営集団は、既存の企業合同の「資本規模の拡大」、ないし企業合同間あるいは当該企業合同傘下の企業と他の

企業合同傘下の企業との間(以下「企業合同間」と略記)の「合併」によって、試験的に設立される。

この場合、「資本規模の拡大」ないし「合併」＝「経営集団」化の具体的な方法としては、従来どおりの、中央直轄ないし地方自治体管轄の同一部門・業種に属する企業合同間の「水平的統合」がまず考えられる^(注6)。

ただし、この点については、今回、経営集団の「要件」②として「多部門間の経営活動を行うこと」が認知されたことにより、新たに「多角的統合」の可能性(理論的には「垂直的統合」の可能性も)が加わったことが重要である。なぜならば、この多角的統合による企業合同の「経営集団」化、結果としての「多部門間の経営活動」は、従来からの水平的統合によっては実現されえないのであって、その実現は、これまでの中央直轄・地方自治体管轄というタテ割りの管理システムの垣根を越えた企業合同間の「統合」が実施される場合に、初めて可能となりうるからである。換言すれば、経営集団を多角的統合によって設立しようとする場合には、あらかじめ「中央直轄企業と地方自治体管轄企業という区別を……廃止すること」が必須なのである。

「主管制度」の「漸進的廃止」の意味が、わけても「中央直轄企業と地方自治体管轄企業という区別を……廃止すること」、これを通じて従来の企業合同の「経営集団」化を促進することにある、とという理由の第1は、まさにこの点＝多角的統合の可能性を創出することにある。

整理すれば、「中央直轄企業と地方自治体管轄企業という区別」が「廃止」されれば、企業

合同の「経営集団」化は、水平的統合によるそれが、上述の中央直轄ないし地方自治体管轄の同一部門・業種に属する企業合同間の「統合」に加え、同一部門・業種に属する中央直轄の企業合同と地方合同（第I節(2)参照）との間の「統合」によっても可能となるだけでなく、さらに、異部門に属する中央直轄の企業合同間の、また異部門に属する中央直轄と地方合同との間の多角的統合によるそれをも加えた、縦横断的なバリエーションを展望しうることになる。

(2) 企業合同の「経営集団」化を促進するべく「中央直轄企業と地方自治体管轄企業という区別を……廃止すること」の必要性は、この点にとどまらない。

改めて経営集団の「要件」①と「要件」②とについていえば、ベトナムの論者にあつては、「多部門間の経営活動」（「要件」②）は、単に企業合同間の「統合」のみでなく、さらに経営集団と他の国営ないし、特に非国営セクターに属する企業との間の合併事業等によっても実現しうること、この場合、設置される「自らが資金を調達し融資する金融機関」（「要件」①）は、単に経営集団傘下の国営企業に対する融資のみでなく、さらにこれら他の国営・非国営セクターに属する企業への合併事業等を通じた「間接的な」投資をも行なう機関として機能しうること、が展望されている（注7）。ちなみに、経営集団とこれら企業との関係は、ここでは、前者とこれに原料供給・委託加工等で奉仕する「中小企業」との関係として把握されている（注8）。

こうした経営集団と中小企業との間の「金融機関」を通じた統合形態、いわば「系列融資」を伴う系列関係は、まちがいなく垂直的統合の一種ではあるが（注9）、第II節第1項(2)で触れた

ようにドイモイでは私企業も部門別管理・地方別管理の対象とされてきたのであるかぎり、この垂直的統合の実現も、やはり「中央直轄企業と地方自治体管轄企業という区別を……廃止すること」によって初めて可能となりうる。

「主管制度」の「漸進的廃止」の意味が、とりわけ「中央直轄企業と地方自治体管轄企業という区別を……廃止すること」、これを通じて従来の企業合同の「経営集団」化を促進することにある、とという理由の第2は、この点＝垂直的統合の可能性を創出すること、にある。

この点に関連して指摘しておきたいのは、今後の推進が期待されている株式化は、1994年1月の党全国協議会の決議では、単に国営企業の所有転換の一形態として理解されているだけでなく、国家が「国有の財産・資金」を、合併事業等を通じて「他のセクターに属する企業の株式資金に出資する」か「株式を購入する」ための手段のひとつとして、非国営セクターに属する企業に対してもとられる所有転換の一形態として主張されてもいることである（注10）。この主張は、まさに、上述の経営集団と中小企業との間の垂直的統合の実現を想定して主張されているものであろう。

(3) 企業合同の「経営集団」化を促進するべく「中央直轄企業と地方自治体管轄企業という区別を……廃止すること」は、党全国協議会の提示した「工業化・近代化」路線がいわゆる地域経済圏開発構想とタイアップして遂行されることが期待されているものでもあるかぎり、まさに、これとの関連で実施が要請されていることでもある。

地域経済圏開発構想は、1991年6月の第7回党大会が「2000年までの経済社会安定開発戦略」

を採択して以来、今日まで各行政省庁、地方自治体、研究機関等により研究が進められてきたものであり、そこでは、経済開発の拠点となる具体的な工業地域の選定が急務とされてきた。現在、各種の構想が存在するが^(注11)、最も重要な構想は、北部（ハノイ、ハイフォン、クアンニン省）、中部（フエ、ダナン、ニャチャン）、南部（ホーチミン、ドンナイ、ブンタウ）の3地域にそれぞれ経済開発の拠点を建設しようとするものである^(注12)。

今回の改革が決定される直前の同じ1994年3月には、この「三地域経済圏開発」に関する閣議決定も発令されたが、この決定と今回の改革とが密接に関連していることは、ベトナム誌からも確認することができる^(注13)。これら地域に存在する中央直轄の企業（合同）と地方自治体管轄の企業（合同）とを、「中央直轄企業と地方自治体管轄企業という区別を……廃止すること」を通じて、当該地域において、水平的統合、多角的統合、垂直的統合のいずれか、ないしすべてによって「経営集団」化し、経営集団とそれが形成する縦横断的なネットワークとを「三地域経済圏開発」の核とするという、換言すれば、経営集団を、党全国協議会決議の提示したいまひとつの「目標」である「経済開発の要請に応える」経営組織とする、という意味が、そこには働いているのである。

以上、本項(1)(2)(3)で論じたことから、党全国協議会決議が提示した「主管制度」の「漸進的廃止」という「目標」は（それは91号決定が掲げた経営集団の試験的設立の「目的」③でもある）、こと今回の改革に関するかぎり、その意味が、わけても「中央直轄企業と地方自治体管轄企業という区別を……廃止すること」、これを通じ

て従来の企業合同の「経営集団」化を促進することにある、といいうことは、明らかであろう^(注14)。

ちなみに、ある経営集団が水平的統合、垂直的統合、多角的統合のすべてによって設立される場合には、当該経営集団は、それがすでに水平的統合による企業合同＝トラストを母体としていることに加え、多角的統合を通じた企業関係、さらには経営集団との合併事業等による系列関係を通じた国営・非国営セクターに属する中小企業との関係のすべてを備えた経営組織となる。したがって、今回の改革における企業合同の「経営集団」化は、その最も完成された形態を見ると、従来の「トラスト」から「コンツェルン」への移行を目指したものである、といいうるのである^(注15)。

(4) ところで、「中央直轄企業と地方自治体管轄企業という区別を……廃止すること」によって設立される経営集団が「経済開発の要請に応える」経営組織であるということの意味は、本項(3)で示した「三地域経済圏開発」の核たりうる、という点のみにとどまらない。

なぜならば、経営集団は、それを形成する各種の統合形態、ここでは特に「中央直轄企業と地方自治体管轄企業という区別を……廃止すること」によって可能となる多角的統合、垂直的統合が経済的合理性を目的としてとられる場合には、これら統合形態を通じて発揮しうる「規模の経済性」（ここでは「企業規模の経済性」）を有するという点でも^(注16)、「経済開発の要請に応える」経営組織たることが可能となるからである。

とりわけ垂直的統合の場合には、「企業規模の経済性」が従来の水平的統合以上に働きうる

ほか(注17)、「規模の経済性」自体がさまざまな形態の下に発揮されうることになる(注18)。すなわち、垂直的統合は、その結合の在り方によっては、さらに「工場規模の経済性」=内部的な「規模の経済性」が働く場合がありうる(注19)。また、それが「企業規模の経済性」にとどまる場合でも、すでに述べたように「経営集団」化される企業合同自体がすでに当該部門の一業種(産業)でもある限り、産業内における「規模の経済性」=外部的な「規模の経済性」が働く場合がありうる(注20)。

91号決定の掲げる「目的」①は、経営集団の試験的設立の目的として、本項(1)で論じた「資本規模の拡大ないし合併」を「促進すること」に加え、「国際競争の可能性」を「促進すること」を併記している。経営集団は従来の企業合同の「資金規模の拡大」ないし企業合同間の「合併」によって設立され、それが「国際競争の可能性」を「促進すること」が期待されているのであるから、「目的」①の含意は、従来の企業合同の「経営集団」化によって「国際競争の可能性」を「促進すること」にある、と理解される。

「国際競争の可能性」とはいまいな概念であるが、一般に「国際競争力の強さ」という場合には、それは、経済的には「安い価格」を実現することを意味している(注21)。したがって、ここから「目的」①の含意をさらにおしはかるとすれば、それは、経済的には「規模の経済性」を発揮することと同義である、といえよう。

以上の点を踏まえれば、経営集団が「経済開発の要請に応える」経営組織たることの意味は、次のように再整理されえよう。すなわち、「中央直轄企業と地方自治体管轄企業という区別を

……廃止すること」によって設立される経営集団が、単に「三地域経済圏開発」の核たりうるだけでなく、従来の水平的統合に加え多角的統合と垂直的統合とを通じて発揮しうる「規模の経済性」を有しうる、つまり「国際競争力」を有しうる、開放経済下での今後の工業化=経済開発の核でもありうること、である。換言すれば、今回の改革における経営集団の試験的設立は、経済的な観点からすれば、従来の改革の局面では実現されずにきた、工業化=経済開発(しかも開放経済におけるそれ)においてテコ入れすべき業種(産業)の「規模の経済性」を基準に据えた選定=ターゲティングの一環でもありうる、と評価しうるのである。

(5) 最後に、経営集団が「経済開発の要請に応える」経営組織であるということの意味を、ここでは、91号決定が掲げる経営集団の試験的設立の「目的」③の「あらゆる所有セクターに属する企業に対する国家の管理の役割を強化すること」、また同「要件」③の「国家が経済・経済主体を管理する『規制用具』のひとつたるべきこと」との関連で、検討しておきたい。

本項(4)までの叙述から確認しうることは、社会主義ベトナムの当面の「工業化・近代化」路線の担い手は、経営集団とそれが形成する縦横断的なネットワークであることである。そこでは、経営集団は、それが「三地域経済圏開発」・開放経済下の工業化=経済開発の核でありうるかぎり(本項(3)(4))、必要とされる重要な中小企業を、国営・非国営を問わず、自らの「金融機関」を通じて、将来的には、そのネットワークにさまざまな度合いで包含してゆくことになる(本項(2))。

このことは、とりもなおさず、国家=党・政

府が、「工業化・近代化」路線に照らして重要と見なす経済主体を、国営・非国営を問わず、経営集団を通じて「工業化・近代化」路線の軌道へと導いてゆくことを意味する。換言すれば、重要な経営主体は、国営企業・集団企業・私企業といった形態はそのまま、ただし、経営集団のネットワークにおける「株式化」された合弁会社等として(本項②)、党・政府の「路線」の遂行に奉仕しうる、ないし奉仕すべき場所を与えられてゆくことになる。

こう理解すれば、経営集団が「経済開発の要請に応える」経営組織であることのここでの意味は、明らかである。それは、経営集団が、まさに当面の「工業化・近代化」路線の遂行のために「あらゆるセクターに属する企業に対する国家の管理の役割を強化する」ための(「目的」③)、換言すれば、従来の企業合同とは異なり、国営企業だけでなくドイモイ下で経営が奨励されるに至った私企業をも含めた各経済主体への「規制」を、従来以上に「簡素化」し「確実」にするための「規制用具」たりうること(「要件」③)、である。

要するに、経営集団は、ここでは、現在の、党「路線」によって規定されたシステム転換＝「国家の管理の下での市場メカニズム」への移行、より具体的に記せば「社会主義を志向すべく、国家の管理の下での市場メカニズムを基礎として、各所有セクターが商品経済」へと移行すること(注22)、つまり、共産党政権の存続を条件とした工業化＝経済開発を遂行すべく、国家が「規制用具」たる経営集団を通じて重要な経済主体に「規制」を実施することを基礎として(経営集団＝「国営セクターは国民経済において主導的役割を發揮する」)、すべての企業が商取引

を通じた経済活動へと移行すること、に極力寄与することが期待されている経営組織でもある、といいうるのである。

(注1) この点に関連して、Tran Ngoc Trang, “Gop phan danh gia thuc trang va phuong huong tiep tuc hoan thien cua kinh te quoc doanh” [国営経済の実情の評価とその完全化を継続する方向とに寄与するために], *Tap chi Kinh te va du bao*, Oct. 1993, pp. 5-6, 8を参照。

(注2) 本パラグラフの叙述は、以下を参照。Tran Ngoc Trang, “Tiep tuc sap xep . . .,” p. 9/Dinh Duc Sinh, “Ve viec xoa bo dan che do chu quan trong quan ly kinh te cua nha nuoc” [国家の经济管理における主管制度の漸進的廃止について], *Tap chi Kinh te va du bao*, Mar. 1994, p. 10.

(注3) Tran Ngoc Trang, “Tiep tuc sap xep . . .,” p. 9.

(注4) “Bao cao chinh tri cua ban chap hanh trung uong Dang tai Hoi nghi dai bieu toan quoc . . .,” p. 18.

(注5) 「三地域経済圏開発」については、以下の(注11)、(注12)に掲げた文献を参照。

(注6) 以下で多用する「水平的統合」、「多角的統合」、「垂直的統合」の概念については、今井賢一ほか『価格理論Ⅲ』岩波書店 1972年 256～281ページのほか、池田勝彦「企業統合」(大阪市立大学経済研究所編『経済学辞典 第3版』岩波書店 1992年) 213～214ページを参照。また、館龍一郎・小宮隆太郎「経済政策の理論」勁草書房 1964年の第25、26章も参考になる。

(注7) 例えば、Nguyen Trung, “Xoa bo co che ‘chu quan’” [主管制度の廃止], *Tap chi Nghien cuu kinh te*, Apr. 1994, p. 14/Tran Ngoc Trang, “Tiep tuc doi moi quan ly . . .,” p. 4/Dinh Son Hung, “Ve su hinh thanh . . .,” p. 5などを参照。

(注8) Dinh Son Hung, “Ve su hinh thanh . . .,” p. 5.

(注9) この点は、館・小宮『経済政策の……』399～400ページのほか、巽信晴「企業系列」(大阪市立大学経済研究所編『経済学辞典 第3版』) 204～205ページを参照。

(注10) “Bao cao chinh tri cua ban chap hanh trung uong Dang tai Hoi nghi dai bieu toan quoc

…,” p. 17.

(注11) 例えば, Luu Duc Hung, “Ve quy hoach phat trien cac dia ban kinh te trong diem thoi ky 1995-2010” [1995~2010年の時期に重要な経済地域を發展させる企画について], *Tap chi Kinh te va du bao*, Jan. 1995, p. 28.

(注12) Ibid のほか, 村野勉「ベトナムの新工業化戦略とその問題点」(『アジアトレンド』1994年第4号) 104ページを参照。

(注13) Dinh Son Hung, “Ve su hinh thanh . . . ,” p. 5.

(注14) 91号決定の発令と前後して, 第II節第2項(2)で指摘した, ドイモイにおける企業の「ソフトな予算制約」=「不足」現象の再生産という従来のシステムの欠陥の原因を, 部門別管理・地方別管理というタテ割りの管理系統の下で各部門・業種, 各地方自治体が「王国」(vuon quoc)=旧ソ連の研究でいう「集権的多元主義」(ノープ『ソ連の経済システム』59~86ページを参照)を形成してきたことに求める議論が急増しているが(例えば, 以下を参照。Nguyen Trung, “Xoa bo co che ‘chu quan’,” pp. 4-5/Dam Van Nhue, Dinh Duc Sinh, “Muc tieu, nhiem vu cua he thong doanh nghiep nha nuoc” [政府事業体システムの目標と任務], *Tap chi Cong san*, May 1994, p. 40/Nguyen Van Quang, “Ve viec huy dong . . . ,” pp. 7-8), これらの議論は, まさに「中央直轄企業と地方自治体管轄企業という区別を……廃止すること」を意図したものである。

(注15) こうした評価を下すに際しては, 都留重人編『岩波経済学小辞典』120~121ページの「コンツェルン」の項, また大阪市立大学経済研究所編『経済学辞典 第3版』208~209ページの「企業集中」, 483ページの「コンツェルン」の項を参照した。

(注16) この点は, 例えば池田「企業統合」213~214ページを参照。なお, 「企業規模の経済性」と「工場規模の経済性」の区別については, 館・小宮『経済政策の……』405~407ページ, また今井ほか『価格理論III』126~137ページを参照。

(注17) 館・小宮『経済政策の……』407~409ページ。

(注18) 他方, 多角的統合は, 企業にとっては, 通常, 「規模の経済性」(ここでは「企業規模の経済性」)の發揮に加え, さらに「成長」と「安定性」とが志向される場合にとられる統合形態である。すなわち, 多角的統合

は, 企業が既存の産業からより将来性のある新規の産業へと進出して産業の代替=産業構造の転換を図るときに志向されることが多く, また, その新規産業が潜在的な成長の可能性も大きいが高リスクも大きい産業である時には, まさにそのリスクの分散を図るためにも志向されることになる(今井ほか『価格理論III』264~265ページ/池田「企業統合」214ページ)。

党全国協議会が設定した「工業化・近代化」(路線)が「産業構造の転換」の過程でもあることは, 昨今のベトナムの新聞・雑誌でもつねづね確認されているところである。企業合同の「経営集団」化において, 経営集団のあるものが多角的統合を図る場合, この統合形態は, 企業合同自体がすでに当該部門の一業種(産業)でもあるかぎり, 当該産業の新規成長産業の転換の方策のひとつともなりうる, といえる。

この場合, 新規の産業が上述の「リスクも大きい産業」, 例えば技術的先端産業等である場合には, 先進国においても, 実際には「リスクの分散が可能な既存の巨大産業以外に進出する例がほとんどない」(今井ほか『価格理論III』264~265ページ)のが実情である。本論第II節第3項で触れた, 今回の改革以前において具体化されてこなかった国営企業全体の所有転換リストの作成に係わる議論の過程では, ただし, 「効率が悪くとも, 国民経済にとって必要であるか, 民間資本の参入が難しい」部門・業種の企業は国有を維持することが, いわば最大公約数的な合意のひとつともされてきた(竹内「規制された市場メカニズム」……)133ページ以下を参照)。ここにいう「民間資本の参入が難しい」部門・業種が, 「公共財」供給部門に加え, 上述のような産業を指してもいるのであれば, 多角的統合は, ここでは, この合意を具体化する方策のひとつともなりうる。

(注19) 電力・交通運輸網等の経済インフラ, また鉄鋼・石油化学などの産業は, その固定資本の大きさから内部的な「規模の経済性」が働く場合が多いが, 「垂直的統合」は, これらに加え, 例えば1工場(生産部門)とその製品の販売網(流通部門)との間に見られる, いわば「市場関係」を排除しない「緩い」統合形態の下での「工場規模の経済性」を可能とする。この点は以下を参照。館・小宮『経済政策の……』406ページ/今井ほか『価格理論III』256ページ。

(注20) 産業内における「規模の経済性」を發揮する産業としては, 自動車や家電といった部品メーカーのネットワークに依存する産業, 半導体のように技術進歩

が著しい産業などが挙げられる(伊藤元重「貿易理論2」(大阪市立大学経済研究所編『経済学辞典 第3版』)1202ページ)。

(注21) 館・小宮『経済政策の……』404ページ。

(注22) “Bao cao chinh tri cua ban chap hanh trung uong Dang tai Hoi nghi dai bieu toan quoc …,” pp. 17, 19を参照。

V 今回の改革の問題点・課題

この最終節では、前節の叙述を踏まえて、第II節第3項の末尾で示した観点に照らして今回の改革を評価し、その問題点・課題を示すことにしたい。

今回の改革は、その意義・意味が、「主管制度」の「漸進的廃止」の一環として企業合同を「経営組織」化することのみならず、特に「中央直轄企業と地方自治体管轄企業という区別を……廃止すること」を通じて経営集団の設立を促進することにあるかぎり、そして、そのことが、経済的な観点からは、開放経済下の経済開発においてテコ入れすべき業種を「規模の経済性」を規準にすえて選定すること＝ターゲティングの一環でもありうるかぎり(前節第2項(4))、高く評価することができる。

この場合、社会主義ベトナムが当面の工業化＝経済開発の担い手を(従来どおり)国有企業＝経営集団としたことが適切であるのか否かは、経営集団とそれが形成するネットワークに外資系企業が資金面でどの程度関与しうるのかによって大きく左右されるが(注1)、これに関する資料を入手しえない現在、この点に対する評価は、別の機会に譲らざるをえない。

したがって、以下では、上述の「規模の経済性」の発揮を実現しうるための要件・課題を考

察することから始め、究極的には「主管制度」＝「上級機関と企業との間の支配従属関係」に従う「規制」システムのさらなる縮小・廃止が急務であることを示すことにしたい。

なお、以下では、第II節第3項の末尾で確認したとおり、企業合同ないし経営集団のうち、経済インフラに係わるものは除外し、主として生産分野に係わるそれのみを念頭におくことにする。

1. 大規模化と国内市場の防衛

(1) 「規模の経済性」の発揮を実現しうるためには、当然のことながら、さらなる市場経済化、ここでは、さらなる開放経済化の推進が必要である。

試験的に設立される経営集団について、現在、ベトナムの諸論者が最も懸念しているのは、それが企業合同をさらに大規模にした組織であることからくる「独占」の弊害である。

実際、「独占」の弊害は、今回の改革以前から、すでに従来の企業合同というレベルにおいて見られたものであることについては、第II節第2項(2)でも触れたとおりである。したがって、ベトナムの諸論者が今回の改革との関連で、例えば「独占禁止法」の早期制定を主張していることは(注2)、それなりに理のあることである。

他面、ベトナムの他の論者も言うごとく、これら企業合同＝「独占」的大企業の多くが、当初から(1960年代以来主に旧ソ連の援助によって)「ベトナムの市場規模ないしニーズをはるかに上回る大規模プロジェクトとして建設されてきた結果」、「『規模の経済性』を享受しえずにきたもの」(注3)でもあるのならば、問題の解決＝独占価格の引き下げは、ここでは、むしろ国際市場への輸出の増大＝「規模の経済性」の発揮

によって、すなわち91号決定の掲げる経営集団の試験的設立の「目的」①＝「国際競争の可能性」を「促進すること」自体の実現によって果たされなければならない。

この場合、「規模の経済性」を内部的なそれとして理解するならば、その発揮は、似たような需給構造を持つ（すなわち同様な開発段階にある）国々との間の、同一産業の「差別化」された財を生産し輸出しあう貿易、すなわち「産業内貿易」によって初めて実現することができる^(注4)。したがって、企業合同の「経営集団」化を目指すベトナムにとっては、ここでは、今後、従来以上に域内・東アジア経済圏（成長の著しい同地域では近年、産業内貿易も急速に進展しつつあることは周知の事実である）における貿易、特に NIES, ASEAN 諸国等との貿易の積極的な推進が要請されよう。

他方、「規模の経済性」を外部的な（産業内における）それとして理解するならば、その発揮は、国際貿易論の2カ国2財モデルに従えば、当該2カ国のうちのどちらかの国が当該産業の財の生産に特化し、他国は「規模の経済性」が働かない産業の財の生産に特化することによって、初めて実現することができる^(注5)。換言すれば、ベトナムも他国も当該産業の財を生産するのであれば、「規模の経済性」の発揮は、両国の国内市場の狭小性のために期待することができない。さらに、この場合、特化のパターンは、まったくの偶然によって決定されるほかない^(注6)。

こうした理由により、ここでは、「国際的合意に基づいて」各国の工業化政策を調整し「規模の経済性」を発揮しうる「国際分業を再構成する」ことが要請される^(注7)。したがって、ベ

トナムにとっては、ここでは、さらなる開放経済化の推進の一環として、例えば1995年7月に正式加盟を果たしたばかりの ASEAN 内における国際協調、具体的には ASEAN 共同工業化プロジェクトへの早期の参加等が考慮されるべき課題となろう。

(2) 他面、今回の改革については、前節第2項(5)で論じたように、経営集団が党「路線」によって規定されたシステム転換に寄与することが期待されているものでもあるかぎり、今後、なおかつ継続する不必要な「規制」、これと密接に関連する不必要な「大規模化」を是とする発想の、さらなる「刷新」（ドイモイ）も急務である。

述べてきた「規模の経済性」については、周知のように「最適規模」が存在する。つまり、水平的統合、垂直的統合、多角的統合のいずれにおいても、産業ごとに異なる規模の最大限度が存在するのであり、これを超えた場合、むしろ非効率性が助長されることになる。したがって、今後、経営集団の設立に際し母体となる企業合同ないし業種を選別するにあたっては、この点への理解が徹底されなければならない。

実際、今回の改革に関するベトナム国内の議論においては、改革志向的な論者のそれにあっても、「大規模化すなわち規模の経済性」という従来のシステム下で支配的であった発想の克服は、なおかつ不首尾であるように見える。実際、今回の経営集団の設立との関連で「規模の経済性」における「最適規模」の重要性を指摘した論稿は、われわれの知るかぎり、わずかひとつであるに過ぎない^(注8)。

こうした発想の継続は、第II節第3項でも論じたとおり、究極的にはイデオロギー的な要因

に帰されるものではある。ただし、この点は、今回の改革に関するかぎり、企業合同の「経営集団」化が、見てきたような改革促進的に働く特徴を多々有するものである一方で、ドイモイ下のシステム転換によって経営を認知された私企業、それ以上に開放経済化によって流入してきた外国製品の「攻勢」を前に「現在は優勢ではあるが、この優勢を維持しうる時間はあまり残されていない」(注9) 国営企業の「主導的役割の発揮」の継続を図るものとしても理解されている場合があることと無縁ではないように思われる(注10)。

換言すれば、経営集団の試験的設立の目的①＝「国際競争の可能性」を「促進すること」は、ここでは、現在は劣勢ではあるが近い将来に国際競争力を持ちうる業種を育成する、いわば国際市場への積極的な攻勢策としてではなく、むしろ「国際競争」に「対処すること」、すなわち、現在は優良ではあるが近い将来にその地位から転落する恐れのある業種を保護する、いわば国内市場ないし国営セクターの市場の消極的な防衛策として理解されている場合のあることも否めないのである(注11)。

(3) この場合、危惧されるのは、こうした国内市場の防衛策なる観点が拡大解釈されて、建設・機械に代表される従来の既得権益業種ないし現在の構造不況業種に属する企業(合同)が、自らの権益を維持すべく、単に「資本金額の拡大ないし合併」(要件①)の名の下に、無差別の「大規模化」に走ることで、そうならずとも、これら業種の企業(合同)が寸断されて他の「現在は優勢」な業種の経営集団に統合されること、その結果、これら業種の縮小ないしリストラがなおかつ不首尾に留まり、国営セクター改革を

遅らせてしまうこと、である。

これら業種は、ドイモイにあっても、第II節第1項(2)で触れたように企業の「ソフトな予算制約」＝国家の「温情主義」を継続させてきたことに加え、改革の第2段階にあっては、論じたように企業合同の改革が先送りにされてきた結果、特にこれら業種の中央直轄の企業(合同)、地方自治体管轄下の企業(合同)が同一地域内になおかつ乱立し、当該地域におけるいたづらな競争を煽ってきたとして、批判されてはきた(注12)。

現在、これら業種にとってこうした批判を回避するための最良の方策は、今回の改革における「主管制度」の「漸進的廃止」の含意＝「中央直轄企業と地方自治体管轄企業という区別を……廃止すること」に従って、その中央直轄また地方自治体管轄の企業(合同)どうしが「合併」するか、他の業種の経営集団との「統合」を図ることである。今回の改革において1国営企業への転換、統廃合、解体の明確な対象とされた企業合同は行政的中間項的性格の強いそのみであったこと、また今回の改革がベトナム経済の当面の課題である「工業化・近代化」路線の遂行とも密接に関連しており、したがって、確かに「重工業」化自体が今後再び課題のひとつに設定される可能性も少なくはないことから(事実、1994年7月の共産党第7回中央委員会総会〔第7期〕では、「機械部門」は、近い将来に開始される外資との合併事業との関連であるとはいえ、改めて育成すべき業種のひとつとして強調された(注13))、これら業種の「経営集団」化は、十分に予想されることなのである。

2. 「主管制度」、部門別・業種別・企業別「規制」のさらなる縮小・廃止の必要性

(1) したがって、重要なことは、上述の危惧を現実のものとしないうちにも、改革が、「中央直轄企業と地方自治体管轄企業という区別を……廃止すること」にとどまることなく、企業合同については行政的中間項的性格の強いその整理にとどまることなく、今後、「主管制度」＝「上級機関と企業との間の支配従属関係」に従う「規制」システム自体の縮小・廃止をもさらに継続してゆくこと、である。

「主管制度」の「漸進的廃止」については、現在、ベトナム国内でもさまざまな議論がある。しかし、実現の可能性ということになると、例えば上級機関の主管機能を「廃止すること」については、既存の行政省庁を統廃合することのほか、「政府事業体」の資産の管理機能を財政省に集中させる、といった以上の合意に至っていないのが実情である^(注14)。とりわけ前者については、設立される経営集団が政府＝閣僚会議に直属するものであり（第Ⅳ節第1項(2)）、現状のままではこれが新たな「行政省庁」化する恐れがないとはいえないことから、全く効果がない、といってしまうは言いすぎであるにしても、抜本的な打開策としては疑問が残る。

改革的な論者の多くは、部門別省庁の機能を「本来の機能」に限定することでは意見が一致している。多くの場合、この「本来の機能」とはマクロレベルの「規制」に特化することであると理解されている^(注15)。しかし、見てきたように、今日までの改革過程では、「集計」概念としての「マクロ」レベルの「規制」に特化すべきはずの経済管理機関（国家価格委員会、財政省、国立銀行等）にあってさえ、マクロ「規

制」の名の下に、実際には、部門別・業種別・企業別「規制」を継続してきた（その結果、部門別省庁のレベルでは「規制」はミクロレベルにおける直接的「規制」へと回帰してきた）のが実情である。この点が是正されずに部門別省庁の機能をマクロレベルの「規制」に特化したとしても、やはり、根本的な解決策としては疑問が残る^(注16)。

したがって、ベトナムの論者の議論をも一部援用しつつ、「主管制度」の「漸進的廃止」の具体的方向を示すとすれば、以下のようなう。すなわち、(1)主管制度廃止への法的基礎を作成することは当然のこととして^(注17)、さらに、(2)企業＝国営企業については、生産部門における企業合同のうち、これを維持する業種をさらに選別すること、これを前提として他の国営企業一般の所有転換をさらに推進すること、(3)他方、上級機関＝主管官庁については、经济管理機能をもたない行政省庁の主管機能を停止すること^(注18)、これを前提として、改めていえば、经济管理機関（特に財政省・国立銀行）は「規制」を「集計」概念としての「マクロ」レベルの「規制」に真に特化すること、そしてミクロレベルの「規制」については、究極的には「市場の失敗」に係わる分野へと極力限定すること、具体的には、価格・金利・税率等の規制用具を通じることによって形態を転じて継続してきた部門別・業種別・企業別「規制」を、その標準化を基礎として縮小ないし真に必要とされる部門のみに限定すること、である。

(2) 部門別・業種別・企業別「規制」の是正は、今回の改革の日程には上らなかつたにせよ、今回の改革が特に「中央直轄（＝部門別管理）企業と地方自治体管轄（＝地方別管理）企業と

いう区別を……廃止すること」を「目標」のひとつに設定した以上、つまり同「規制」がもはや改革の今後の方向とは適合しないものである以上、急務である。実際、部門・業種・企業ごとに異なる度合いで適用される価格・金利・税率等の弊害は、すでにベトナムでも、その各経済主体への適用が「複雑に過ぎる」(注19)というニュアンスではあるが、指摘され始めている。

部門別・業種別・企業別「規制」のさらなる継続は、本節第1項(2)(3)で論じた問題とも関連して、またそれ以上の範囲で今回の改革の意義を台無しにしかねない。

今回の改革以前には、同「規制」は、すでに国営・非国営を問わず、すべての企業に対して等しく適用されてきた。ただし、今回の改革までは、それぞれの企業は曲がりなりにも独立した経済主体であった。しかし、第IV節第2項(5)で確認したように、今回の改革の結果、党・政府の「工業化・近代化」路線の遂行にとって重要とされる経済主体は、国営・非国営を問わず、今後は「規制用具」である経営集団の形成するネットワークに合弁事業等を通じて包含されてゆくことが期待されているのであるから、ここでは、部門別・業種別・企業別「規制」は、現在の性格を維持するがぎり、経営集団を通じて、そのネットワーク下の重要な経済主体に対し、さらに異なる度合いで実施されてゆくであろう、ないしは行政的恣意が不可避に生じうるマイクロ「規制」の色彩を強めてゆくであろう可能性を排除しきれないのである。その結果、経営集団とそれが形成するネットワークは、形式的には経済的な、つまり金融（機関）を通じたそれではあるが、実際には（税制が現在そうであるように）(注20)、行政的な、つまり経営集団＝「上級機

関」と私企業をも含む「企業」との間の「支配従属関係」を通じたネットワークへと転じてしまう恐れがある。

第III節(1)で指摘したように、企業合同＝経営集団のあるものが集権的経済計算制を採用することを許可されたことも、こうした懸念をおもものである。そもそも従来の分権的経済計算制においてさえ、傘下の企業の自主権は著しく制限されてきた。集権的経済計算制が、それをとるのが不適切な部門・業種の企業合同・経営集団でとられるのであれば、そこでは、今回の改革のいまひとつの意義でもあろう、従来の企業合同における「企業内フルセット型」構造から今回の改革を経た経営集団における、市場を通じた「企業間フルセット型」構造への移行(注21)は、まさに部門別・業種別・企業別「規制」の継続のために、幻想に終わることになる。

要するに、同「規制」が是正されないかぎり、今回の改革＝特に企業合同の「経営集団」化は、そこにおける「主管制度」＝「上級機関と企業との間の支配従属関係」に従う「規制」システムを、私企業をも含めて拡大・強化しうるのである。結果は、かなり広範囲にわたる（企業合同・経営集団は今回の改革を通じて全国営企業総数の40～50%をカバーするとされている(注22)）、私企業をも含めた企業の「ソフトな予算制約」＝国家の「温情主義」のさらなる継続である。それが、今回の改革の「目標」である「中央直轄企業と地方自治体管轄企業という区別を……廃止すること」、さらには「経済開発の要請に応えること」にとって、決して有利には働かないであろうことについては、これ以上言及する必要はあるまい。

われわれは、今回の改革の意義を決して否定

するものではない。しかし、今回の改革では日程に上らなかった「規制」=部門別・業種別・企業別「規制」の是正は、だからこそ、その緊急性をいっそう増している、といえよう。91号決定の掲げる経営集団の試験的設立の「目的」③=「あらゆるセクターに属する企業に対する国家の管理の役割を強化すること」は、決して以上のような形で実現されてはならないのである(注23)。

(注1) 「経営集団」が、新規設備投資の際に必要とされる資金を(赤字削減がなおかつ急務である)国家財政のみに依存するのか、それとも直接投資に期待しうるのか、という問題。この問題は、海外からの直接投資を通じた技術移転を享受しうるのか否かという点とも密接に関連する重要な問題である。

ちなみに、1995年3月に国会を通過した「政府事業体」法(Luat doanh nghiep nha nuoc. テキストは、*Nhan Dan*, May 31, Jun. 1, 1995)は、「総公司」(「経営集団」)が外資を含む他のセクターとの「合弁」を実施しうるか否かについては明示してはいないものの(同法第6章45条)、「政府事業体」一般が外資を含む他のセクターとの「合弁」を実施すること、「総公司」に参加すること、をいずれも奨励していることから(同第2章7条)、経営集団が傘下の外資との「合弁」を行なう政府事業体=国営企業を通じて外資との関連を持つことは可能であるように思われる。

他方、経営集団=国営企業が当面の工業化=経済開発の担い手であるかぎり、これを率いる企業長の経営者能力ないし企業家精神の発揮が重要となるが(これに関連して、Nguyen Trung, “Xoa bo co che ‘chu quan’,” pp. 14-15を参照)、実業家である前に国家公務員である企業長がこれらを首尾よく発揮しうるのか否かという問題は、また別途に考察すべき問題である。

(注2) 例えば、Dinh Son Hung, “Ve su hinh thanh . . . ,” p. 5などを参照。

(注3) Pham Hung, “Ban ve doi moi ke hoach hoa von dau tu” [投資資金の計画化の刷新を論ず], *Tap chi Ke hoach hoa* [計画化], Sept. 1990, p. 21(竹内「『規制された市場メカニズム』……」76ページ)。

(注4) 例えば、クルグマン、オプズフェルド『国際

経済 理論と政策I 国際貿易』石井菜穂子ほか訳 新世社 1990年 168~176ページ/伊藤元重・大山大道広『国際貿易』岩波書店 1985年 特に146~147ページを参照。

(注5) クルグマン、オプズフェルド『国際経済……』160~167ページ/伊藤・大山大『国際貿易』122~130, 272~279ページ。なお、以下の説明は、伊藤・大山大『国際貿易』によった。

(注6) 例えば、完全競争の下では、他の国の方が当該産業の財を多く生産することができ、ベトナムは「規模の経済性」が働かない産業の財を多く生産することができるものとしよう。しかし、ここでは、ベトナムが他の国よりも早く当該産業の財の生産をはじめ、他の国がベトナムより先に「規模の経済性」が働かない産業の財の生産に着手していたとすれば、ただ、それだけの理由で、ベトナムが当該産業の財の生産に、他の国が「規模の経済性」が働かない産業の財の生産に特化するという非効率なパターンが形成され、温存されるかも知れない(伊藤・大山大『国際貿易』278ページ)。

(注7) 同上書 278ページ。

(注8) Bui Thi Minh Hang, Le Thanh Long, and Nguyen Thuy Quynh Loan, “Nghi ve tap doan kinh te tu mot so chi tieu hieu qua kinh te” [経済効率指標から見た経済集団の考察], *Tap chi Phat trien kinh te*, July 1994, p. 12. なお、同論文は繊維産業が規模の拡大に伴い「規模の不経済」をいち早く迎える部門であることを証明しているが、1995年に入って繊維業種が「経営集団」化する業種のひとつに指定された(『日本経済新聞』1995年5月25日朝刊)ことは、「経営集団」の試験的設立の意図が必ずしも経済的な理由(ここでは「規模の経済性」)のみでは説明しえないことを示している、といえよう。

(注9) Nguyen Trung, “Xoa bo co che ‘chu quan’,” p. 13.

(注10) Ibidのほか、Dinh Son Hung, “Ve su hinh thanh . . . ,” p. 5を参照。

(注11) 実際、「経営集団」の設立登記を済ませた各業種(第III節(3)を参照)はおしなべてドイモイ下の「優良」業種であること、しかも「優良」である理由が、第II節2項(2)で述べた優遇措置の継続の結果である場合も多いことが、この点を示唆してもいる。

(注12) 竹内「『規制された市場メカニズム』……」132ページ。

(注13) この点は、村野「ベトナムの新工業化戦略……」101ページを参照。

(注14) 例えば、Nguyen Trung, “Xoa bo co che ‘chu quan’,” p. 8/Dinh Duc Sinh, “Ve viec xoa bo dan . . . ,” p. 10 など。

(注15) Nguyen Trung, “Xoa bo co che ‘chu quan’,” p. 16/Dinh Duc Sinh, “Ve viec xoa bo dan . . . ,” p. 10/Dam Van Nhue, Dinh Duc Sinh, “Muc tieu, nhiem vu . . . ,” p. 40/Tran Ngoc Trang, “Tiep tuc doi moi quan ly . . . ,” p. 4 など。

(注16) 筆者同様、この点を危惧するベトナムの論文として、特に Nguyen Trung, “Xoa bo co che ‘chu quan’,” pp. 8-9. を挙げる事ができる。

(注17) この意見は、Ibid., p. 10/Dinh Duc Sinh, “Ve viec xoa bo dan . . . ,” p. 10 に見られる。

(注18) この意見は、Dinh Duc Sinh, “Ve viec xoa bo dan . . . ,” p. 10 に見られる。

(注19) Quach Duc Phap, “Doi moi he thong thue . . . ,” p. 5.

(注20) 第II節の(注9)を参照。

(注21) これに関連して、第IV節の(注14)を参照。

(注22) Dinh Duc Sinh, “Ve viec xoa bo dan . . . ,” p. 10.

(注23) 本論は、そのほとんどが1995年4月までに執筆されたものである。

なお、本論の叙述を補うものとして、発表が先になったが本論の後に執筆された、竹内郁雄「社会主義ベトナムのシステム転換——『上級機関と企業との間の支配従属関係』問題を中心に——」(竹内郁雄・村野勉編『ベトナムの市場経済化と経済開発』アジア経済研究所 1996年)を参照されたい。

(アジア経済研究所地域研究部副主任調査研究員)

〔付記〕 本論は、1993年度個人研究「ベトナムの国営セクターと経済改革」の成果の一部である。